

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

【目標】①

官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

ア 農林水産物・食品の輸出額

【測定指標の選定理由】

国内の食市場が縮小する中、340兆円(2009年)から680兆円(2020年)に拡大するといわれる世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、「農林水産物・食品の輸出額」を測定指標として選定している。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2020年(平成32年)までに1兆円とするとされた目標を、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、平成31年に1年前倒し達成を目指すこととされたことを踏まえ、目標年を変更している。

なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、中間目標値(2016年(平成28年)に7,000億円)を除き単年の目標値は設定していない。

農林水産物・食品の輸出額の推移

単位:億円

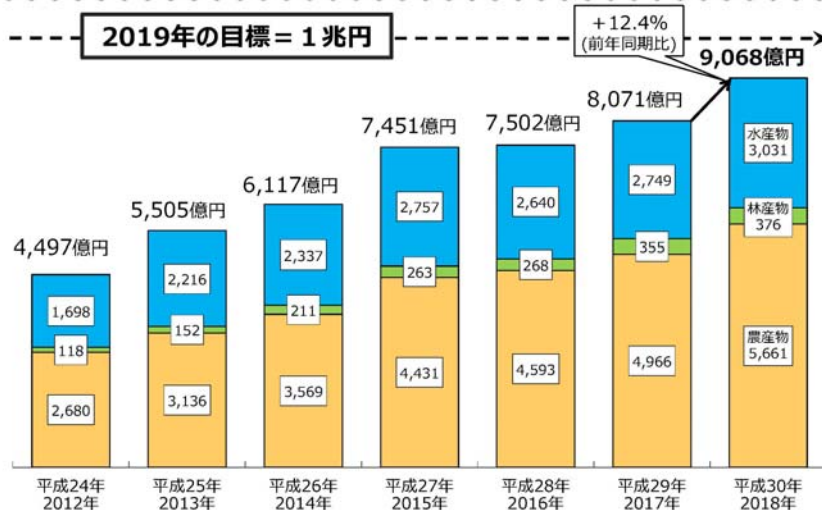
年	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)
輸出額 (目標値)	-	-	-	-	7,000	-	-	10,000
輸出額 (実績値)	4,497	5,505	6,117	7,451	7,502	8,071	9,068	-

出典:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

【その他参考資料】

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
食料産業局



出典:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

イ 新たなJASの制定件数

【測定指標の選定理由】

一般に、規格・認証の活用は、事業者間の取引等において、産品や取組の内容について説明・証明を容易にし、取引の円滑化や販路の開拓等に寄与するものである。

今般、国内市場が縮小傾向にある中、海外市場での我が国の輸出力強化を図ることは喫緊の課題であるが、価値観や文化、商慣行が異なる者同士が取引を行う海外市場では、必要な情報や信頼の担保のため、規格・認証の活用が有効であるところ。

以上を踏まえ、我が国の農林水産分野では低調であった規格・認証への戦略的対応を推進するため、事業者の発意に応じ、国際化を見据え、我が国の強みのアピールにつながる多様なJASを制定・活用し得るよう、JAS法を改正し平成 29 年6月に公布、平成 30 年4月に施行したところ。

このような中、制度面の整備だけでなく、事業者が自らの強みを活かせる規格を制定し、取引に活用していくことが重要であることから、まずは事業者の発意に応じた新たなJASの制定を促進することとし、新たに制定されるJASの数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、これまでよりもJAS制定数を大幅に増やしていく必要があることから、当面の目標として、平成 29 年度から令和2年度までの間に 20 規格を制定することとして設定した。

なお、規格制定には長期にわたる取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

新たな JAS の制定件数

(件)

年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
目標値	-	-	-	20
実績値	3	11	-	-

(農林水産省食料産業局調べ)

【その他参考資料】

新たに制定した JAS

規格		制定日
1	日持ち生産管理切り花の日本農林規格	平成 30 年3月 28 日
2	べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格	平成 30 年3月 29 日
3	ウンシュウミカン中の β -クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格	平成 30 年3月 29 日
4	有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格	平成 30 年12月 28 日
5	人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格	平成 30 年12月 28 日
6	接着重ね材の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
7	接着合せ材の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
8	ほうれんそう中のルテインの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
9	生鮮トマト中のリコペンの定量－吸光光度法の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
10	障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格	平成 31 年3月 29 日
11	青果市場の低温管理の日本農林規格	平成 31 年3月 29 日

(農林水産省食料産業局調べ)

施策(2) 食品産業のグローバル展開

【目標】①

食品産業の海外展開の促進

ア 海外展開の支援事業により実施した事業可能性調査等の結果がその後の企業活動に活かされると評価される割合(事業成果報告会等の参加企業への事後アンケートの結果「活かされる」と評価された割合)

【測定指標の選定理由】

海外展開により食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品関連企業に対し、具体的な進出計画策定等に係る支援を実施することにより、各企業の海外展開へフェーズを一段階進めることが重要である。そのため農林水産省では、食品関連企業の海外展開に係る事業可能性調査・実証等の取組を支援しているところである。

よって、当該事業の実施により、先駆的な海外展開の支援を行い、その結果を広く流布することにより、食品産業の海外展開の進捗度・浸透度を測るため、「その後の企業活動に活かされると評価された割合」を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、事業成果報告会等の参加企業が「その後の企業活動に活かされる」と評価することが、当該事業成果の共有化が図られるとともに、企業の海外展開への機運を高めることに繋がることから、各年度 90%と設定した。

単位: %

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
目標値	90	90	90	90
実績	91	92	64	-

出典:各事業実施主体の事業実績報告より農林水産省食料産業局集計

【その他参考資料】

—

イ 我が国食品産業の現地法人数

【測定指標の選定理由】

食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「我が国食品産業の活動規模(現地法人数)」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、我が国食品産業の現地法人数の近年の増加傾向を維持することが重要である。このため、データ取得が可能な過去8年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により令和2年の法人数を1,320 法人と推計した。

我が国食品産業の現地法人数

単位: 法人

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
目標値	1,070	1,120	1,170	1,220	1,270	1,320
実績値	1,071	1,123	1,191	1,240		

出典:「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)を基に農林水産省食料産業局が作成

【その他参考資料】

—

施策(3) 知的財産の戦略的な創造・活用・保護

【目標】①
知的財産の保護・活用
による農林水産物・食品
の高付加価値化

ア 地理的表示が登録されている都道府県の数

【測定指標の選定理由】
地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。
年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
目標値	10 都道府県	20 都道府県	29 都道府県	38 都道府県	47 都道府県
実績値	10 都道府県	21 都道府県	34 都道府県	36 都道府県	

出典:農林水産省食料産業局調べ

【その他参考資料】
—

イ 我が国農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数

【測定指標の選定理由】
農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、日本の品種の海外流出を防ぐことが必要であることから、我が国の農産物輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
目標値については、輸出促進上特に重要な食用農作物の国内における品種登録が年間 100 品種程度あり、このうち 2 割にあたる 20 品種の海外における登録を目指すことから、今後 5 年間で 100 品種とした。年度毎の目標値については、品種登録に要する期間は国内において平均 2.7 年程度であるが、海外への出願であること、果樹等は通常より長期になること等を考慮し、期間後半に増加するものとして設定しなかった。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目標値	—	—	—	—	—	100 品種
実績値	0 品種	9 品種	—	—	—	—

出典:植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム調べ(農林水産省食料産業局)

【その他参考資料】
—

ウ アセアン諸国における UPOV1991 年条約^(注 1)に準拠した法制度整備の完了国数

【測定指標の選定理由】

東アジア地域における UPOV1991 年条約に則った植物品種保護制度の整備状況を測定する指標として、アセアン諸国における法制度整備の完了国数を選定。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

アセアン諸国における UPOV1991 年条約加盟を促進することとしており、アセアン全 10 か国中過半として6か国に増やすことを目標値に設定。なお、法制度整備には長期の手続を要することから、年度毎の目標値は設定していない。

アセアン諸国における UPOV1991 年条約に準拠した法制度整備の完了国数

(単位：か国)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)	R 9 (2027)
目標値	—	—	—	6
実績値	2	3	—	—

出典：農林水産省食料産業局作成

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 UPOV1991 年条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)	植物の新品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする国際条約
---	---